

1 目的

令和元年8月に設立された市街地再開発準備組合を中心に、桜木町地区では市街地再開発事業によるまちづくりの検討が進められ、事業の熟度が高まってきました。

この事業により、商業、業務、居住施設等の整備による土地の高度利用と都市機能の更新、魅力的な都市景観の形成、安全で快適な都市環境の創出、富山駅と中心商店街とをつなぐ拠点の形成を目的に、「高度利用地区」及び「第一種市街地再開発事業」を定めるものです。

- (1) 富山高岡広域都市計画高度利用地区の変更（富山市決定）
- (2) 富山高岡広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定（富山市決定）
（富山市桜木町地区第一種市街地再開発事業）

2 地区の位置と現況

桜木町地区は、富山駅と中心商店街との間に位置し、周辺には富山城址公園や松川、市役所や県庁が立地する文化的・公共的施設に恵まれております。

また、県の遊休地等では利活用に向けた動きが具体化するなど新たなまちづくりに向けた機運醸成が進む立地条件にあります。

当地区の現況は、平面駐車場や空きビルなどの低未利用地が多く、また建物の老朽化も課題となっており、防災上や都市景観上の観点から、土地の有効利用による改善が望まれる地区であります。



3 都市計画案の内容

(1) 高度利用地区について

建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、「富山市桜木町地区 面積約1.2ha」を新たに高度利用地区に指定します。

高度利用地区で定める内容は下表のとおり。

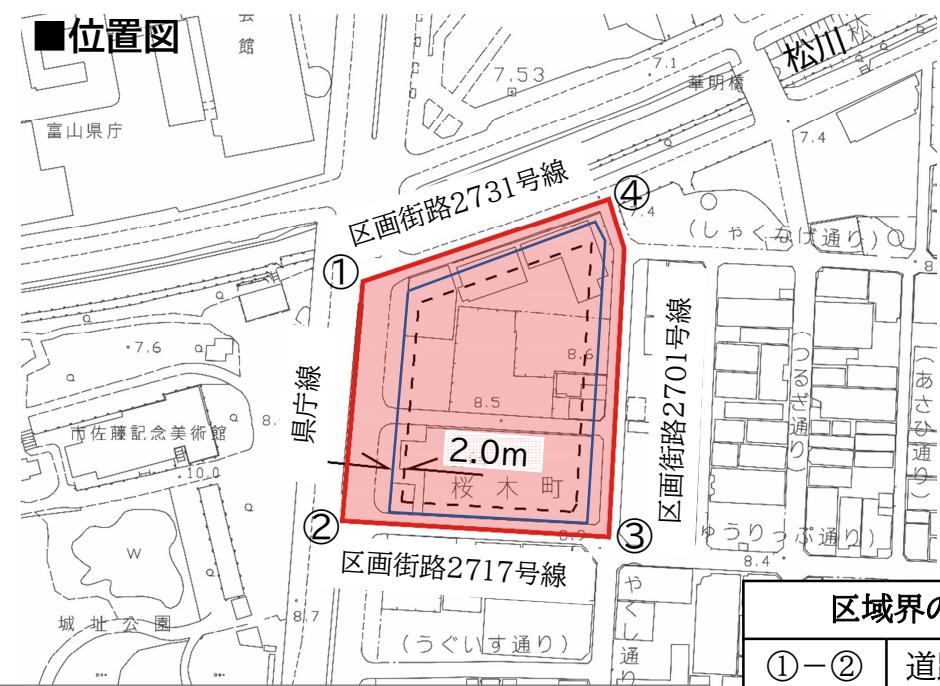
内容	面積	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限
	約1.2ha	60/10以下	30/10以上	8/10以下	200㎡以上	道路境界より2.0m

(2) 第一種市街地再開発事業について

中心市街地の魅力的な都市景観の形成、安全で快適な都市環境の創出、富山駅と中心商店街とをつなぐ、回遊性の向上や歩いて暮らせる賑わいある拠点を形成するため、富山市桜木町地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行います。

第一種市街地再開発事業で定める内容は以下のとおり。

内容	
名称	富山市桜木町地区 第一種市街地再開発事業
面積	約1.2ha

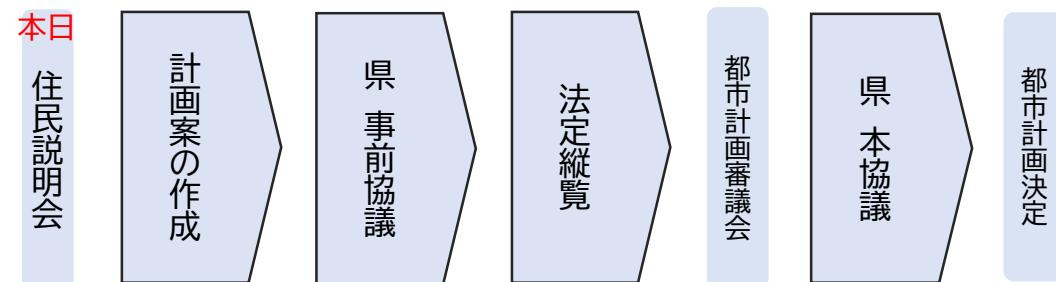


凡例

- 都市計画の範囲(高度利用地区、市街地再開発事業)
- 建築敷地の範囲
- - - 壁面の制限位置(高度利用地区)

区域界の表示	
①-②	道路中心
②-③	道路中心
③-④	道路中心
④-①	道路中心

4 スケジュール



問い合わせ先：富山市都市計画課
TEL：076-443-2105
FAX：076-443-2190